

石岡市特定空家等解体費用補助金の概要

第1条（趣旨）

老朽化等により周辺的生活環境の保全に深刻な影響を及ぼしている空家等の解体を促進するため、その解体費用の一部に対し、補助金の交付を行うもの。

第2条（定義）

●空家等とは…（空家等対策の推進に関する特別措置法 第2条第1項）

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの。

●特定空家等とは…（法第2条第2項）

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ・その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- （平成28年度市内空家等実態把握調査における、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空家等の件数……142件）

第3条（補助対象空家等）

- ・特定空家等に認定され助言又は指導を受け、かつ、勧告及び命令を受けていない。
- ・対象空家等及び同一敷地内の他の建築物並びにその敷地が1年以上使用されていない。
- ・昭和56年5月31日以前に建築されたもの。（現行の耐震基準以前のもの）
- ・個人が所有し、不動産業者等が営利目的で所有している住宅ではない。
- ・所有権以外の権利が設定されていないものであること。
- ・公共事業等による移転、建替え等の補償となっていない。
- ・解体工事等に伴い、他の補助金等の交付を受けていない。
- ・倒壊等の恐れがある等公益上必要があるものについては、補助対象空家等とする。

第4条（補助対象者）

- ・対象空家等の所有者又は相続人の代表
- ・所有者又は相続人の代表とその世帯員及び同居者全てが市税を滞納していない。

第5条（対象工事）

- ・市内業者が解体工事を行うもの。

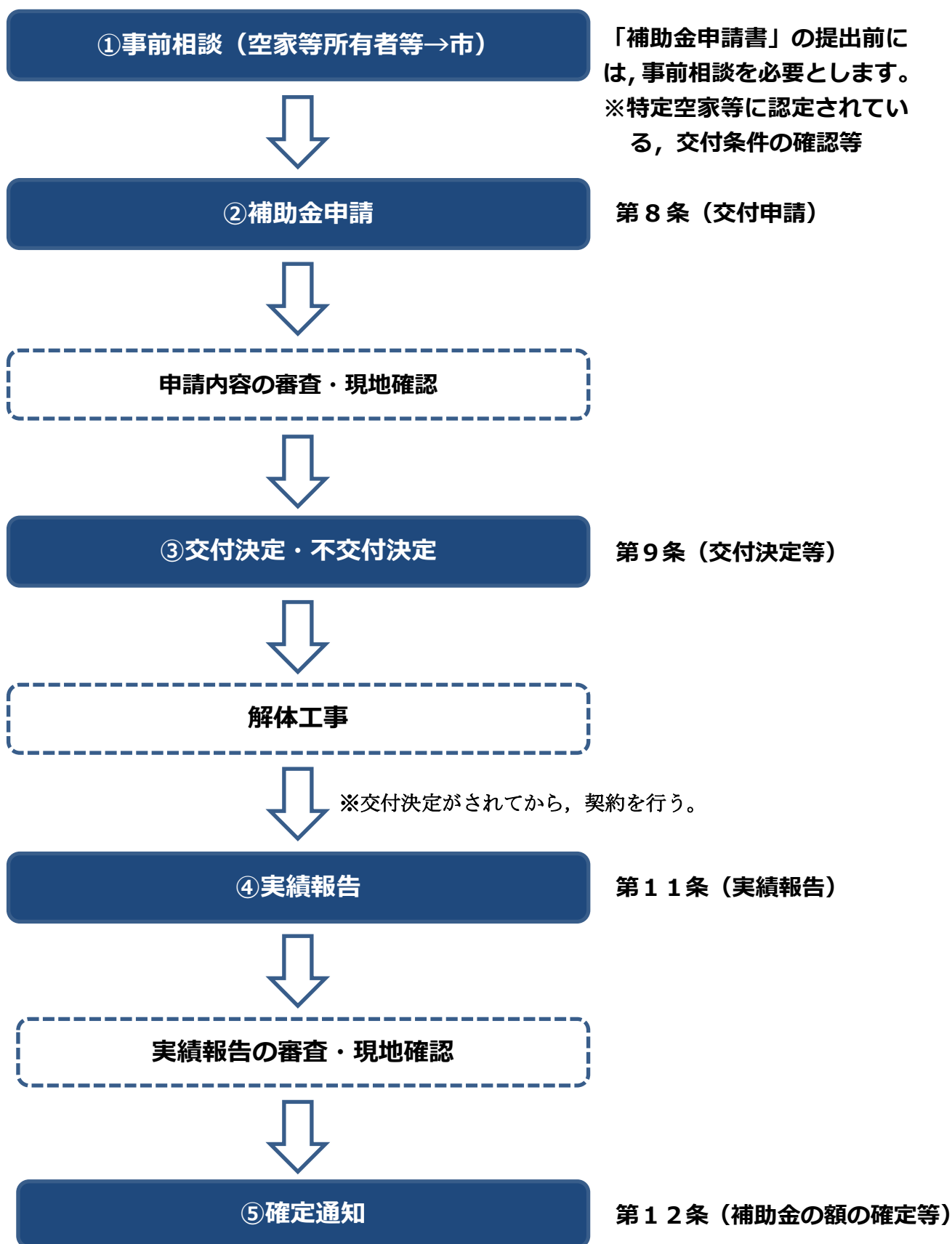
第6条（補助対象経費）

- ・補助対象空家等の解体、解体に係る仮設工事費、廃材等の運搬及び処分並びに整地（舗装費用等を除く。）に要する経費。

第7条（補助金の額）

- ・解体工事費の1/3（上限：30万円）

補助金申請手順フロー



※確定通知後、請求書を提出 ⇒ 補助金支払。